最終更新日:2015年7月3日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション

取締役社長　村尾 修
問合せ先:コーポレート室　総務担当部長　光野 清
証券コード:6674
http://www.gs-yuasa.com/jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、経営環境の変化に迅速かつ効率的に対応出来る組織、体制を整備するとともに、コンプライアンス経営の徹底、強化を図り、経営の健全性、透明性を向上させて、企業価値の最大化に真摯に取り組むことを基本的な考え方としております。
この考えのもと、全社員が実現に向けた努力を、日々鋭意取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	24,887,000	6.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	16,314,800	3.94
ジェーピー モルガン チェース バンク 385078	14,519,000	3.51
明治安田生命保険相互会社	14,000,000	3.39
トヨタ自動車株式会社	11,180,400	2.70
株式会社　三菱東京UFJ銀行	9,327,335	2.26
日本生命保険相互会社	8,945,669	2.16
株式会社　京都銀行	7,740,348	1.87
三井住友信託銀行株式会社	7,354,000	1.78
株式会社　三井住友銀行	7,108,517	1.72

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社は、大量保有報告書(または変更報告書)により、以下の報告をうけておりますが、2015年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿に基づいて記載しております。
なお、大量保有報告書(または変更報告書)の主な内容は、以下のとおりです。

保有者:株式会社みずほ銀行 他4名
報告義務発生日:2015年1月15日
保有株券等の数:23,327,371株
株券等保有割合:5.44%

保有者:野村證券株式会社 他3名
報告義務発生日:2015年3月13日
保有株券等の数:27,735,003株
株券等保有割合:6.47%

保有者:三井住友信託銀行株式会社 他2名
報告義務発生日:2015年3月31日
保有株券等の数:27,898,265株
株券等保有割合:6.74%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月

業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大西　寛文	公認会計士						△					

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大西　寛文	○	同氏は、公認会計士であり、2010年12月に退職するまで当社の会計監査人である有限責任監査法人　トーマツの代表社員（現　パートナー）を務めておりました。当社は、当該監査法人に対して、会社法に基づく監査業務のほか、金融商品取引法に基づく監査業務を依頼しており、年間68百万円（2014年度実績）の取引が存在しています。	同氏は、監査法人出身者でありますが、当該監査法人はいずれも当社から独立した立場で会計監査を行なっております。また、同氏が当該監査法人を退職してから4年以上経過していることもあり、当社経営執行者からの制約をうけることはなく、その経験や識見から、社外取締役として取締役会における監督機能を充分に発揮し、ひいては当社取締役会としての業務執行に対する監督機能のさらなる強化が図れるものと考え、社外取締役として選任しております。 当社は、上述の理由に加え、外観上も独立性の要件を満たしており、客観的、実質的にも一般株主と利益相反が生ずるおそれのないと考えられることから、同氏の選任を独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から年度初においては監査体制、監査計画に関する説明、決算時においては監査実施状況、監査内容に関する説明をうけるとともに、グループ会社に対する会計監査人の往査に同行し、監査方法、監査状況等の確認を行なっております。
内部監査は、内部監査規則に基づき監査室が担当しております。監査室は、監査役に対して年度初に監査計画の提示および説明を行ない、監査実施時においては監査報告の提出を行なっております。
監査役、会計監査人および監査室は、年度中において定期的に連絡会を開催することにより、情報の共有化を図り、定常的かつ緊密に連携した内部監査を実施できる体制を構築しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
落合 伸二	他の会社の出身者										△			
阿部 清司	弁護士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
落合 伸二		同氏は、当社の取引先金融機関である中央三井信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）の執行役員ならびに中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（現 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社）の取締役を歴任しておりました。 当社は、三井住友信託銀行株式会社との間には、借入等の取引関係がございますが、その取引額は軽微であり、独立性	同氏は、取引先金融機関出身者でありますが、当社と当該金融機関との取引は一定程度ありますが、取引額は軽微であります。そのため、当社は、経営執行者からの制約をうけることはなく、その経験や識見から取締役会および取締役の業務執行に対する監査機能の充実が図れるものと考え、社外監査役として選任しております。

		に影響を及ぼすような重要性はありません。	
阿部 清司	○	―――	同氏は、現在、弁護士法人淀屋橋法律事務所の弁護士であり、当社と当該法人との間に重要な取引関係等はなく、また当社と同氏との間に重要な契約関係等はありません。そのため、当社は、経営執行者からの制約をうけることはなく、その経験や識見から取締役会や業務執行に対する監査役監査機能の充実が図れるものと考え、社外監査役として選任しております。 当社は、上述の理由に加え、外観上も独立性の要件を満たしており、客観的、実質的にも一般株主と利益相反が生ずるおそれのないと考えられることから、同氏を独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬は、グループ連結業績の動向を鑑み、その状況を考慮して決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2015年3月期の当社における取締役および監査役に対する役員報酬は、次のとおりです。
取締役に支払った報酬　127百万円
監査役に支払った報酬　47百万円
なお、上述の内容は、事業報告および有価証券報告書に記載しており、事業報告は定時株主総会招集ご通知の一部として、当社ホームページに掲載しております(http://www.gs-yuasa.com/jp/ir/meeting.html)。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役、監査役の報酬等は、優秀な人材の確保、維持および業績向上へのモチベーションを高めることを考慮した報酬体系としております。
取締役の報酬は、各事業年度における業績の向上ならびに中長期的な企業価値の増大に向けて職務を負うことを考慮し、定額報酬と業績変動報酬で構成しております。定額報酬は、各取締役の職位に応じて、経営環境等を勘案して報酬額を決定しております。業績変動報酬は、当事業年度の当社グループの業績、担当部門の業績ならびに個人の業績評価(目標達成度、貢献度)に基づいて決定しております。
監査役の報酬は、監査という機能の性格から、業績への連動性を排除し、定額報酬のみとしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役および社外監査役の主な活動にあたり、各種会議の事務局や秘書部門等が中心となってサポートを行なうほか、重要案件については、必要に応じて個別に該当部門より事前説明を行なっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社制度を採用するとともに、当社のグループ体制に適した内部監査制度等を採用することにより、コーポレート・ガバナンス体制を構築しております。その概要は以下のとおりです。

(1)取締役会は、経営から独立した社外取締役1名を含めた取締役12名(うち女性取締役はなし)で構成されております。議長は、取締役会長が務め、原則として月1回、必要に応じて臨時に開催、または書面による決議もしくは報告をしております。社外取締役が取締役会において充分なモニタリング機能が発揮できるよう社外取締役に対し、取締役会事務局や秘書部門等が中心となってサポートを行なうほか、重要案件については、必要に応じて個別に該当部門より事前説明を行なうこととしております。なお、当社は純粋持株会社であるため、取締役会は、当社グループの中長期戦略を一元的に決定しており、意思決定の迅速化を実現しております。

(2)当社はグループ経営に関する重要な事項を取締役会の前に予備的に審議するとともに、事業活動を把握、評価のうえ、必要な諸施策を講じるため、経営会議を設置し、月2回開催しております。経営会議には、当社の社内取締役および常勤監査役のほか、主要な子会社の取締役、執行役員、理事、事業部長、部門長等が出席しており、社内取締役である取締役社長が議長を努めております。

(3)当社のグループ経営に関する様々なリスクの管理、推進と必要な情報の共有化を図るため、グループリスク管理委員会を年2回開催しております。グループリスク管理委員会には、当社の取締役社長、リスク管理担当取締役および監査役のほか、主要な子会社の取締役社長、事業部長および部門長等が出席し、社内取締役である取締役社長が委員長を務めております。

(4)監査役会は、経営から独立した社外監査役2名を含む監査役4名(うち女性監査役はなし)で構成されております。議長は、社内監査役が務め、原則として月2回開催しております。また、監査役は、取締役会のほか、経営会議およびグループリスク管理委員会、その他重要な会議に出席し、意見および提言を行なうとともに、監査方針および職務の分担等に従い、取締役および使用人等からの職務の執行状況聴取、重要な決裁書および決議書類等の閲覧、財産の状況の調査、重要な会議における取締役および使用人等からの事業概況やリスク管理状況等の報告等により適正な監査を実施し、経営に対するモニタリング機能を果たしております。なお、監査役の業務の執行にあたっては、職務補助者を1名選任し、必要な補助を適宜行なっております。

(5)内部監査は、内部監査規則に基づき監査室の10名が担当しております。監査室は、年度毎に監査計画を作成のうえ、業務監査、会計監査および特命監査を実施し、改善指導を行ない、その結果については、取締役社長をはじめ、関係者、関係部門に遅滞なく報告を行なっております。また、監査役および会計監査人とともに緊密な連携を図り、それぞれの管理機能の強化を図っております。なお、当社では、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しており、会社法の規定に基づく監査、金融商品取引法の規定に基づく監査について監査契約を締結し、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査が実施されております。当社の会計監査業務を執行する公認会計士は以下のとおりであり、この他に補助者として公認会計士10名、会計士補等7名、その他1名が当社の監査にあたっております。

指定有限責任社員 業務執行社員　木村　幸彦
指定有限責任社員 業務執行社員　佃　弘一郎
指定有限責任社員 業務執行社員　鈴木　朋之

なお、当社は、社外取締役および社外監査役(常勤除く。)との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役とも10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を実現するため、前項の体制を構築しております。また、コーポレート・ガバナンスに対する継続的な取り組みを行なうことにより、その強化を図っております。
近年の具体的な取り組み内容は、以下のとおりです。
(1)機動的な経営体制の構築や経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を2年から1年に短縮しております。
(2)「取締役会における監督機能強化」および経営会議による「業務執行における機動性の向上」を実現するため、取締役会および経営会議における意思決定プロセスの在り方を見直し、両者の機能分担を図っております。
(3)経営の透明性・公正性を一層高めるとともに、取締役会におけるさらなる監督機能強化を図るため、経営から独立した社外取締役を選任しております。
現状の体制に加え、このようなコーポレート・ガバナンス強化の取り組みを継続的に行なうことにより、当社のコーポレート・ガバナンスは充分に機能するものと考え、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前に発送しております。
その他	当社ホームページにおいて招集通知を掲載するとともに、総会会場においてパソコンとプロジェクターを利用したビジュアル化を実施する等、株主総会の活性化を図っております。 また、株主総会招集通知の発送前にTD-NETおよび当社ホームページにおいて電子的に公表しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	基本的に年2回、決算発表後の早期のタイミングを目処に開催しております.	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、決算発表会資料、株主総会招集通知、有価証券報告書および四半期報告書、株主のみなさまへ、アニュアルレポート等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関しては、コーポレート室が統括的に取りまとめております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理規準において、社会から求められる価値観、倫理観に基づく行動規範を明確にすることにより、規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	原材料や部品の調達において環境に配慮すべく購買先企業と連携して「グリーン調達」を推進しております。これらを含めた当社の環境管理システムの取り組みを踏まえ、「環境・社会報告書」を作成、公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	金融商品取引法および金融商品取引所の適時開示等に関する規則に則り、適時適切に開示を行なっております。
その他	（女性の活躍状況について） 当社では、採用、配置、昇進、教育訓練等のあらゆる場面において、男女区分なく実力や成果に応じた対応に努めております。 また、昇進に関しては、女性の役職昇進を積極的に行なっております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システム構築に関する基本方針を定めており、特に当社グループにおける法令、定款の遵守体制およびリスク管理体制の整備、業務の効率化に取り組んでおります。さらに、従来の監査役の職務を支えるための体制の整備に関する基本方針の内容を拡充し、さらなる監査体制の充実に取り組むこととしております。

その整備状況は、以下のとおりであります。

(1)当社グループにおける法令、定款の遵守体制

イ. 当社グループの行動規範としての企業倫理規準および企業倫理行動ガイドラインの制定

ロ. コンプライアンス・マニュアルの作成・周知

ハ. 当社グループの組織的な取り組みを行なうためのグループリスク管理委員会の設置

ニ. 計画的な当社グループ内教育の実施

ホ. グループ内部および外部通報窓口(社内外)の設置

ヘ. 法令および定款に準拠した社内またはグループ規則の制定

(2)リスク管理体制

リスク管理規則を制定し、グループ経営に重大な影響を与える危機の発生の予防を図るとともに、実際に危機が発生した際の影響を最小限に止め、速やかに平常に復帰させる体制を整備しております。

(3)業務の効率化

イ. 職務権限規則およびグループ稟議制度の徹底により、効率的な意思決定が行なわれることを確保しております。

ロ. 業務の合理化および電子化に向けた取り組みを推進しております。

(4)監査役の職務を支えるための体制

イ. 職務補助者の人事に関する意見陳述権の監査役への付与

ロ. 監査役が職務補助業務に関する指揮命令権を有する体制の整備

ハ. 監査役への報告に関する体制の整備および当該報告者の不利益取り扱いの禁止

ニ. 監査役監査にかかる費用等の予算化

(5)その他

グループの業務の適正を図るために、内部監査部門である監査室が当社および主要なグループ会社の内部監査を行なっております。

また、「財務報告に係る内部統制」に適切に対応するため、「財務報告に係る内部統制規則」を制定するとともに、内部統制室を設置し、当社グループにおける財務報告に係る内部統制についての体制や仕組みを検討のうえ、推進しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するために、当社の内部統制の基本方針である「取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」に、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。」ことを明記しております。(1)企業倫理規準においては、「反社会的勢力とは一切関係を持たず、また不当な要求等には断固として対決する。」という方針を明記し、(2)企業倫理行動ガイドラインでは、「利益供与の禁止」、「反社会的勢力の排除」、「毅然とした対応」について具体的な指針を定めております。これらの規準およびガイドラインを基に全社員に周知しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2015年6月26日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、当社の「財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本ルール」といいます。）を継続的に導入いたしました。
本ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的としたものであり、当社株式に対する大規模な買付け等について、買付け等の内容およびそれに対する当社取締役会の考え方や代替案を適時かつ公正に株主の皆様に対し開示し、また買付け条件等を巡る買付け者等との協議・交渉が可能となるよう、必要な手続きを定めるとともに、当社の企業価値、株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合に当該買付け等を阻止するために当社が発動する対抗措置の内容を定めたものです。
本ルールの透明性と公正性を確保するため、本ルールの運営においては当社経営陣から独立した第三者からなる企業価値評価委員会が、当社の企業価値、株主共同の利益に関する実質的な判断を客観的に行なうものとしております。
なお、今般、継続的に導入するにあたり、ルールの合理性・公正性・透明性の向上の観点から内容の改定を行なっております。
本ルールの内容の詳細等につきましては、2015年5月8日付プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続的導入について」をご覧ください（当社ホームページ: http://www.gs-yuasa.com/jp/ir_pdf/20150508.pdf）。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

（適時開示体制の概要）

1. 適時開示に係る当社の基本姿勢
当社は、企業倫理規準において「社会から信頼される企業として、個人情報（顧客情報等）をはじめとする情報を適切に管理するとともに、開示が必要とされる情報の適時適切な開示を行なうことにより株主、お客様および地域社会等とのコミュニケーションを図る。」と定めるとともに、企業倫理行動ガイドラインでは「会社法、金融商品取引法等の法律や証券取引所規則等で開示が必要とされている情報、その他のステークホルダーや社会との良きコミュニケーションを保つための情報を適時適切に開示します。」と定め、全社員に対して周知徹底しております。

2. 適時開示に係る当社の社内体制等の状況
当社は、コーポレート室長が情報管理責任者となり、適時開示の実務はコーポレート室が対応しております。

（1）情報収集、適時開示判定
当社およびグループ会社からの情報収集は、コーポレート室がそれぞれの担当に応じて行なっており、決算情報は理財担当、決定事実および発生事実は総務または広報・IR担当がそれぞれ窓口となっております。収集した情報は、各担当がその内容を分析し、金融商品取引所の適時開示規則等に照らして、開示の要否、開示の内容および方法等の事前検討を行なっております。

（2）外部公表
適時開示に関しては、経営会議または取締役会の決議を経たのち、直ちに情報取扱責任者が外部公表を行なっております。

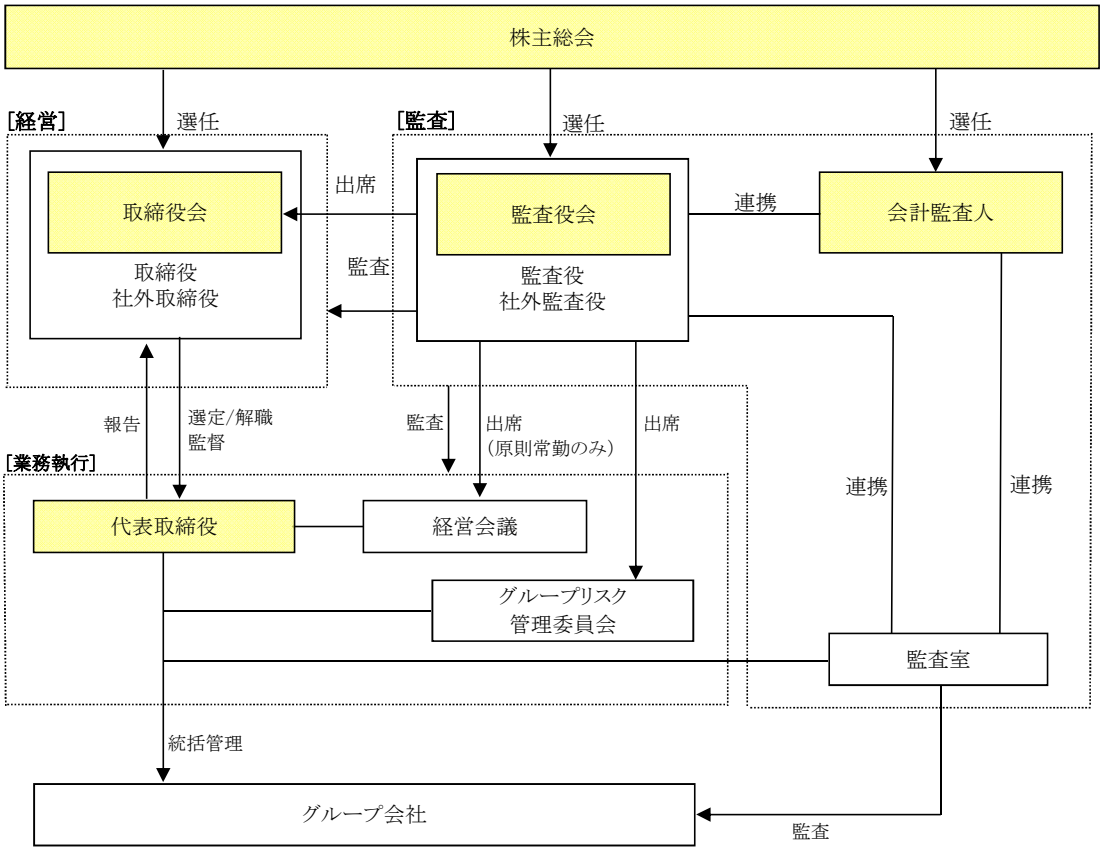
株主総会
[経営]
選任
[監査]
選任
選任
取締役会
取締役
社外取締役
出席
監査
監査役会
監査役
社外監査役
連携
会計監査人
報告
選定/解職
監督
監査
出席
(原則常勤のみ)
出席
[業務執行]
連携
連携
代表取締役
経営会議
グループリスク
管理委員会
監査室
統括管理
グループ会社
監査